

古都大津の風格ある景観をつくる基本計画

はじめに

大津市は、母なる琵琶湖と比良・比叡に代表される山並みなどの豊かな自然に抱かれ、風光明媚な歴史の集積地としての落ち着いた佇まいと、近代的な都市として躍動する雰囲気をもつ都市です。

古くは、近江大津宮が置かれたことに始まり、その後も歴史の重要な地域として国府、門前町、城下町、港町、宿場町などかたちを変えて、歴史上重要な地域として発展を遂げてきました。そのため、幾重にも積み重った各時代の歴史的資産が自然と一体となって、国民的資産とも言える歴史的風土を形成してきました。

しかしながら、高度経済成長時代を背景に都市化が急速に進展し、都市機能は大いに強化され、市民生活の利便性は飛躍的に高まりましたが、その一方で住宅開発等により田園や水辺などの身近な自然や歴史的な景観が徐々に失われてきました。

これらの自然景観や歴史的景観は一度失われると回復が困難であり、早急にその保全に取り組むことが求められていました。

このような背景のもと、国において平成 15 年 10 月に大津市が全国で 10 番目の「古都」に政令指定され、また、大津市においても、平成 16 年 3 月に歴史的風土を守り、活かしながら、古都にふさわしい風格あるまちづくりを進めることを目標として、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」を制定し、さらに本条例に基づき「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定しました。

その後、平成 16 年 6 月の景観法の制定を踏まえ、本基本計画を改訂し、この度、平成 18 年 3 月の旧志賀町との合併に伴い、志賀地域の豊かな自然とその中で人々の営みによって創り出された美しい景観特性を考慮し、改訂を行いました。

本基本計画は、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念として位置づけ、今後の大津の景観づくりの基本方針や実現のための方策などをとりまとめたものです。特に、都市計画制度の活用、既存の制度を補う新たな制度の整備、景観に配慮した公共事業実施のためのしくみづくりなど、行政が新たに取り組むべき事項を具体的に示しています。

本市の歴史的風土は、国民の共有するかけがえのない財産であり、その保全に取り組み、さらにその価値を高めなければならない重責を負っているという認識のもとに、今後、本計画に基づき、市民のみならず、古都大津の景観づくりに取り組んでまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

平成 19 年 4 月

大津市長 目片 信

目 次

はじめに

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 . 景観づくりの基本的な考え方 | 1 |
| (1) 基本理念 | 1 |
| (2) 基本目標 | 2 |
| 2 . 景観づくりの方針 | 3 |
| (1) 基本方針 | 3 |
| (2) 景観構成要素別の方針 | 6 |
| 3 . 景観づくりの推進方策 | 14 |
| (1) 施策体系 | 14 |
| (2) 施策の展開方針 | 15 |
| (3) 主要な取り組み | 19 |
| (4) 体制整備 | 22 |
| (5) 計画の推進と見直し | 23 |
| 用語集 (印を付した用語) | 24 |
| 古都大津の風格ある景観をつくる基本条例 | 34 |
| 大津市景観審議会条例 | 36 |
| 大津市における景観づくりの取り組みの経緯 | 38 |
| 大津市都市計画審議会景観形成専門委員会委員名簿 | 39 |
| 大津市景観審議会 (基本条例に基づく審議会) 委員名簿 | 40 |
| 大津市景観審議会 (審議会条例に基づく審議会) 委員名簿 | 41 |

1. 景観づくりの基本的な考え方

(1) 基本理念

21世紀という新しい時代において、地方分権の推進とともに、個性あふれるまちづくりや都市環境の再生への取り組みが求められているなか、市民が誇れる心豊かなまちづくりを推進していくことが必要となっている。

そこで、大津市では景観づくりの基本理念を次のように定め、個性と風格あるまちづくりを推進する。

水・緑・人が織りなす古都のかがやき

- 自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り、育てる -

大津は琵琶湖とともに歩んできた都市です。

朝に映え、夕に輝き、琵琶湖は私たちの心を静め、潤し、そして時に奮ふるわせてくれます。

歴史を繻ひもとけば、667年、天智天皇が近江大津宮に遷都しました。

国内外の激動時代、希望の都として、新たな始まりの地として、選ばれた都市、それが大津でした。

古代から変わらず、輝き続ける琵琶湖と萌える山々。

そこに育まれてきた人々の暮らし。

時代、時代の人々の知恵と営みが積み重ねられ、古都大津の歴史的風土が形成され、今に引き継がれています。

私たちは、『水・緑・人が織りなす古都のかがやき』をキャッチフレーズに、「自然と歴史と時代の文化が響きあう古都大津の景観を創り、育てる」ことを景観形成の基本理念として、古都大津の新たなまちづくりを始めます。

(2) 基本目標

大津は琵琶湖と比良・比叡に代表される山並みに抱かれ、育まれ、そしてその大景観を望み続けてきた都市である。また、近江大津京 が開かれてから歴史の表舞台に登場し、その後歴史上の重要な地域として発展し、歴史と文化を積み重ねてきた都市である。そこには、長い歴史の中で、雄大かつ豊かな自然環境の上に都市的な景観と農村的な景観とが創り出され、培われ、それぞれが互いに共存し、調和することにより、優れた風景が展開されてきた。

しかし、都市化の進行にともない、大津を特徴づける自然景観 や歴史的景観が損なわれ、またこれまで育まれてきた地域の個性を喪失させるなど、それまでの景観と近代都市との不協和音が随所に見られることとなり、大津の景観がかつて持っていた魅力が低下してきた。

このような反省に立ち、時代を超えて変わらぬ価値を持つ自然景観や歴史的景観を守り、さらなる磨きをかけるとともに、市民一人ひとりが時代の新しい風を吹き込みながら、21 世紀をかけて、以下に示す基本目標である3つの景観を実現し、次の世紀に引き継いでいくことを決意し、今まさに前項に示した基本理念のもと、市民と行政が協働して景観づくりに取り組んでいく。

水が煌めく景観

これまで人を引き付けて止まなかった琵琶湖に抱かれ、育まれ、琵琶湖を望み続けてきた大津において、これにつながる河川を含めた水とともにある景観の実現を目指す。

緑が薫る景観

周囲を山並みに囲まれた大津において、前面に広がる田園、市街地周辺の前山が保全 され、市街地内が緑に満ちた、緑豊かな景観の実現を目指す。

歴史を 育む景観

近江大津京が開かれてから歴史の表舞台に登場し、その後歴史上の重要な地域として発展し、歴史と文化を積み重ねてきた古都大津において、住まう人や訪れる人が歴史を体感できる景観の実現を目指す。

2. 景観づくりの方針

(1) 基本方針

「水が煌めく景観」「緑が薫る景観」「歴史を育む景観」の3つの基本目標を実現していくためには、大津の原風景とも言える、恵まれた自然景観・歴史的景観を保全しつつ、その中に新しい魅力ある景観を創出していくことが必要である。また、大津の地域性を踏まえ、個性ある地域の景観形成が重要であることから、次のような5つの基本方針に沿って景観づくりに取り組む。

水と緑の大景観を守る

大津を特徴づけ、また魅力あるものとし、人々に愛され続けてきた琵琶湖、その琵琶湖に迫り雄大な自然景観を形成する比良山系、比叡山から音羽山に至る古都を抱く山並み、広大な田園地帯の背後に連なる田上山地など、この琵琶湖と山並みで構成される大景観は、市街地、湖上、山上・山間よりの眺望景観の基底をなす重要な要素となっている。そのため、この自然環境を守ることを大津市の景観形成の第一義とするとともに、琵琶湖や山並みを眺望する視点場及び視点場からの景観を保全する。

古都大津の歴史的景観を守り、育てる

大津は古来より、政治的、経済的、文化的に重要な地域であり続けたことから、各時代の歴史文化資産が重層的に残されており、周辺の自然環境と一体となって、近江八景等に代表される特徴ある歴史的景観を形成してきた。そのため、これらの景観を保全するとともに、都市化の進行により崩されてきた歴史的景観を現代に再生し、歴史資産として、また人々の心にうるおいを与える資産として価値ある歴史的景観を創造する。

自然と人々の営みが創り出してきた美しい景観を守り、育てる

白砂青松の湖岸、背後に迫る雄大な山並みやそこに端を発する河川と一体となって形成される田園風景、里山林を背にあるいは湖と面した集落など、豊かな自然と、その中で展開されてきた人々の営みによって、美しい景観が創り出され、また守られてきた。このような景観は、雄大な自然景観の中に織り込まれながら、古都大津の風景を特徴づける重要な景観要素となっている。そこで、地域の人々の手を加えながら、この美しい景観を保全するとともに、より魅力ある、人々を引き付ける景観へと高めていく。

大津の顔となる景観を創る

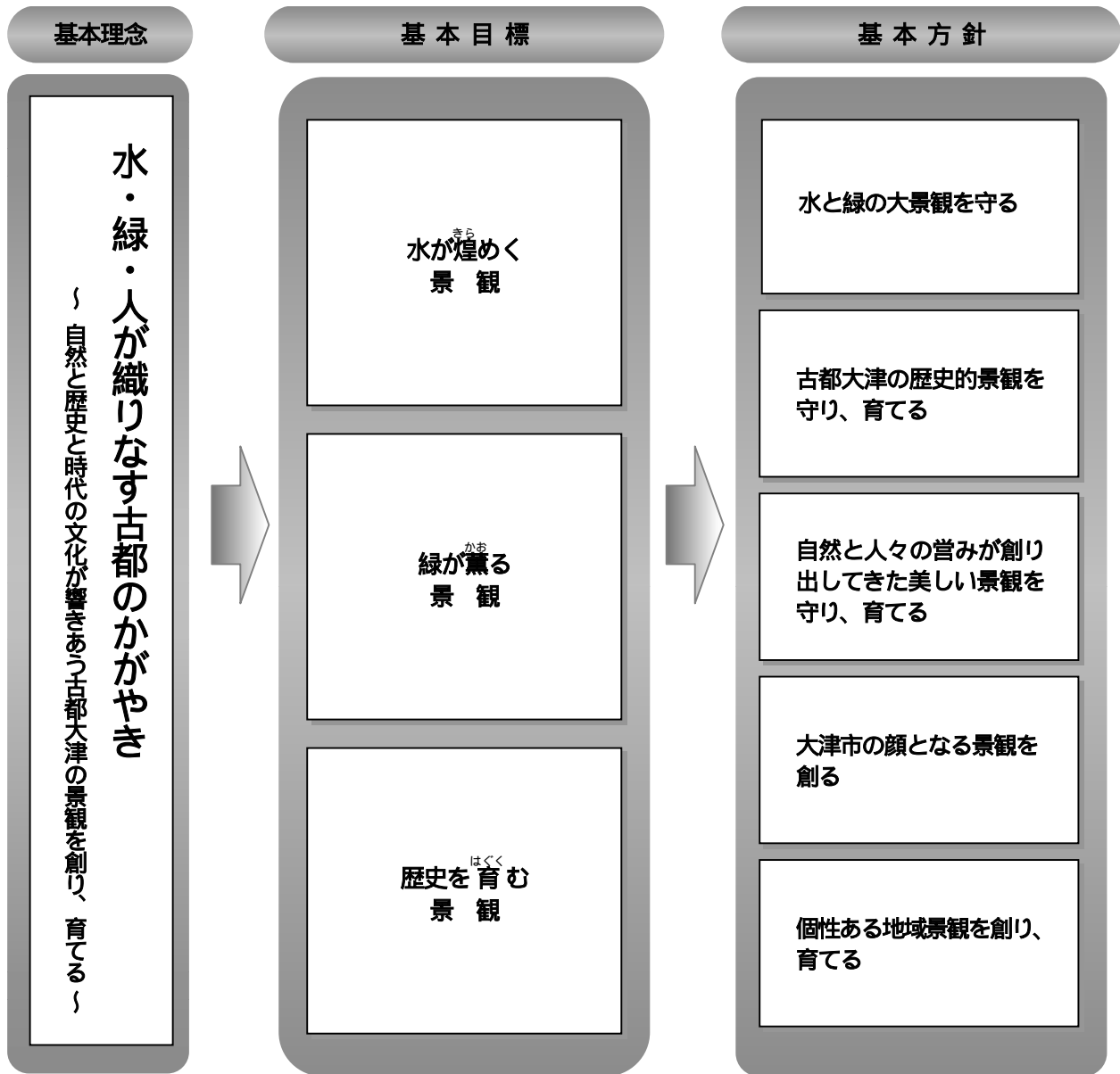
大津には、各時代に都、寺院、城郭等を中心としたまちを象徴する景観が形成されてきた。しかし、時代の変化に対応していく中で、従来の顔が喪失されてきた。そこで、大津駅前、浜大津から膳所にかけての湖岸部等、大津の表玄関となる地域において、琵琶湖岸の親水性、まちの借景となる山並み、歴

史的まちなみやまち全体が持つ歴史性等の地域特性を積極的に活かし、古都大津の顔となる個性と風格のある都市景観を創造する。

個性ある地域景観を創り、育てる

大津市は多様で重層的な歴史、文化を持つ地域により構成される都市であり、その多様性こそが大津らしさであると考えられることから、各地域において、地域資源を十分に生かし、住民や事業者が主体的に個性あるまちかど、まちなかの景観づくりを推進する。

<大津市における景観づくりの基本的な考え方>



(2) 景観構成要素別の方針

基本目標を実現するためには5つの基本方針に基づき、それぞれの地域的な特徴に応じた施策を展開していくことが必要である。このため、大津市の景観を構成する景観構成要素 別に景観づくりの方針を定める。

大津の景観構成要素

大津市は、琵琶湖と比良、比叡、音羽、田上等の山々に囲まれ、それらに挟まれた細長い丘陵地や平坦地において、琵琶湖へと注ぎ込む河川に沿って市街地、田園や集落が広がるという地形的に特徴のある都市である。

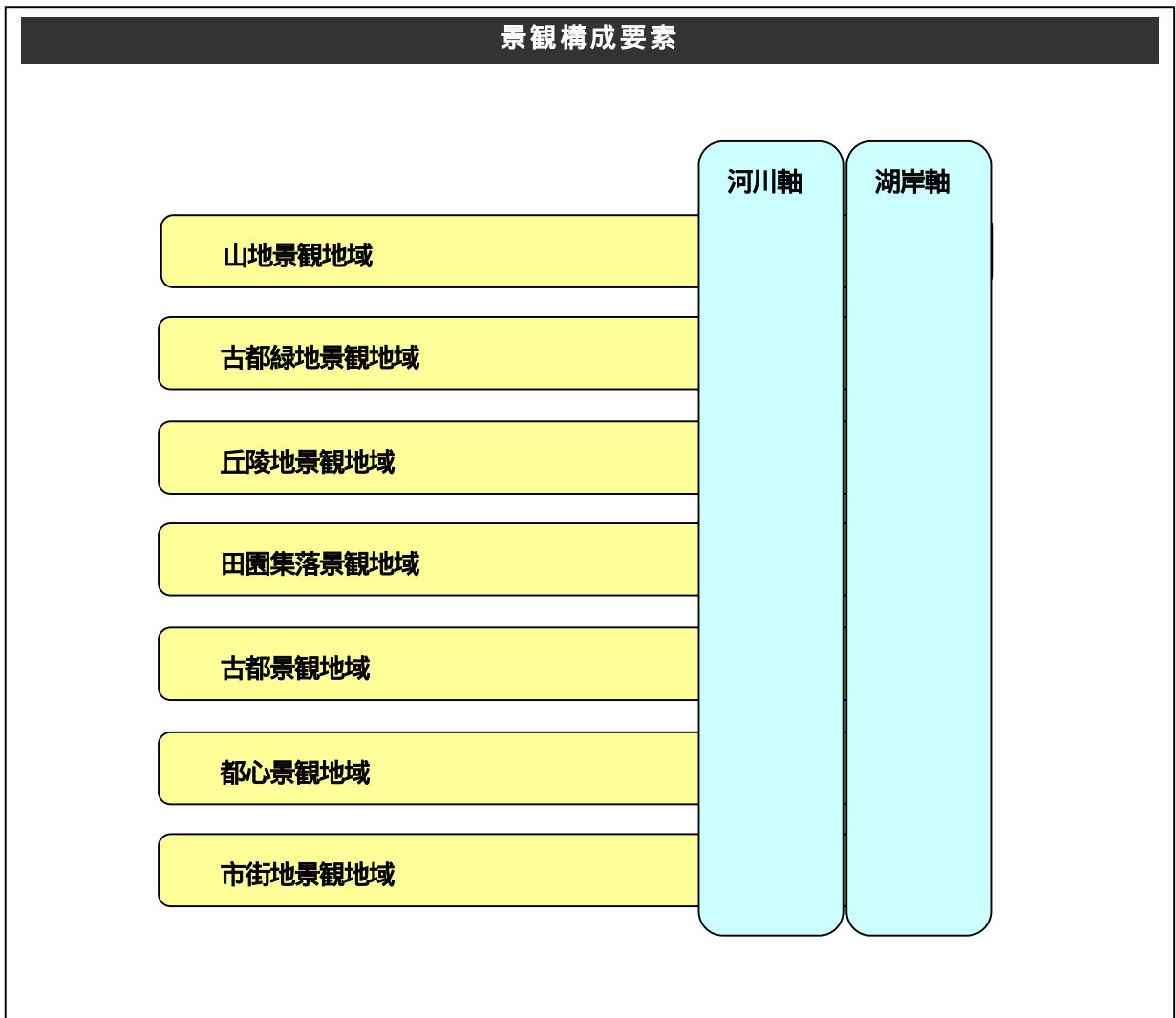
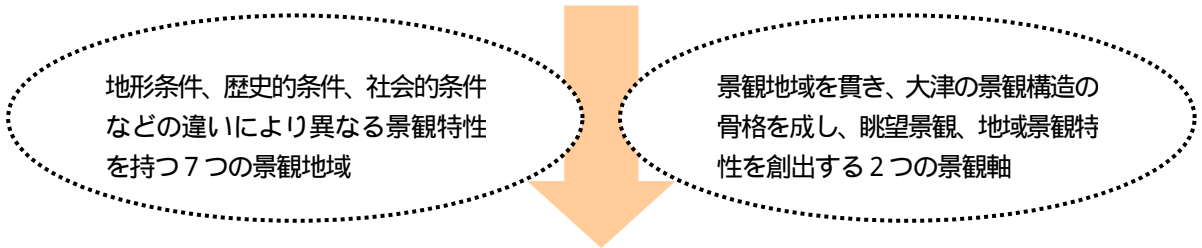
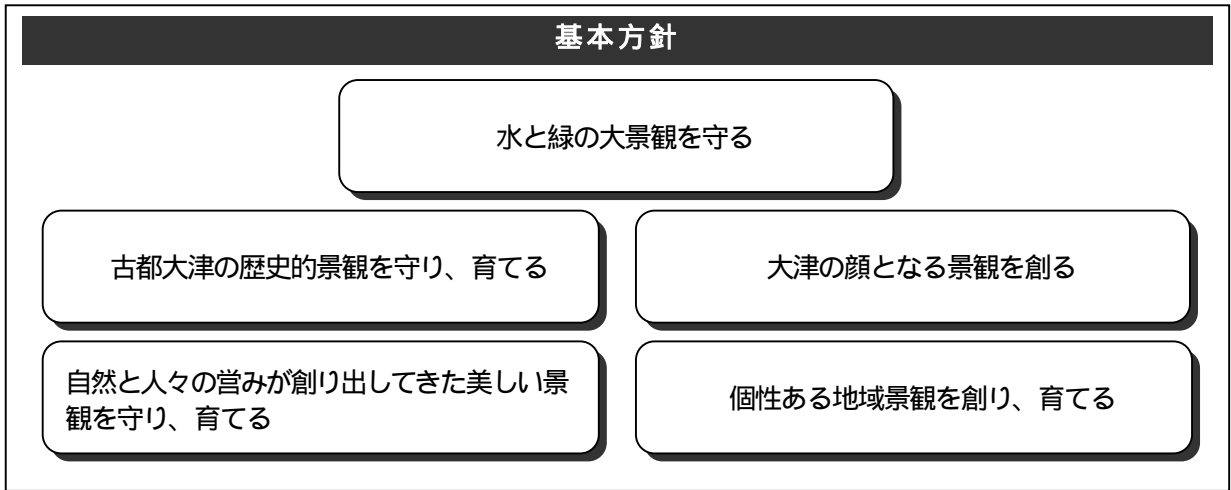
市街地や集落などは、今日まで引き継がれてきた歴史文化資産や人々の営みにより形成されてきたまちなみ及び公共施設・公共空間により特徴づけられ、歴史的景観、都心のにぎわい景観、落ち着いた住宅地景観、自然あふれる田園景観など、特徴あるまちなみ景観を形成している。

これらの地形条件、歴史的条件、社会的条件などによる景観特性の違いに基づき、大津市全域を山地景観地域、古都緑地景観地域、丘陵地景観地域、田園集落景観地域、古都景観地域、都心景観地域、市街地景観地域の7つの景観地域 に区分する。

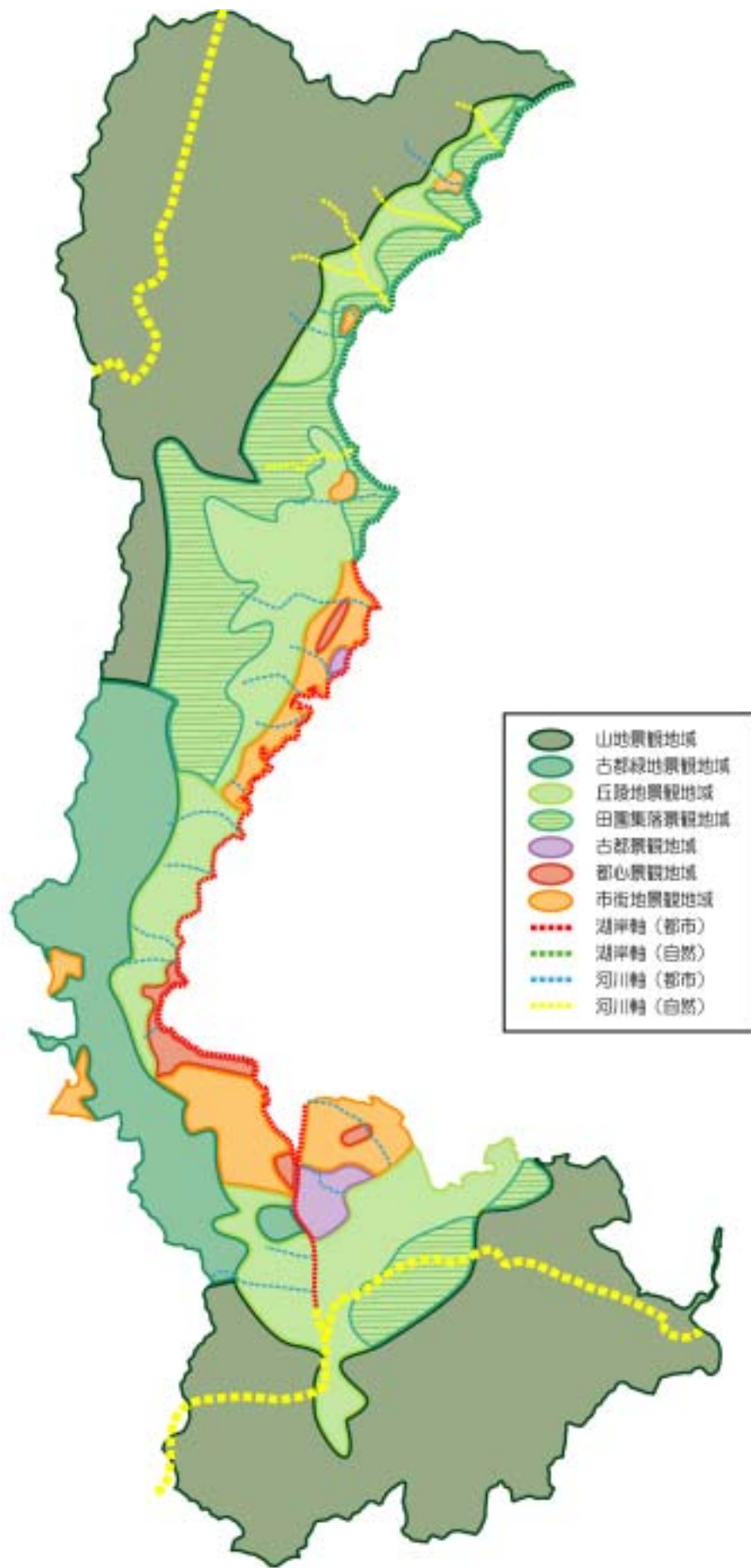
一方、白砂青松の自然豊かな砂浜、市街地に接する湖岸や瀬田河畔などは、眼前に広がる琵琶湖・瀬田川の水面を望む空間であるとともに、背後の山並みや市街地と一体となって大津の雄大な眺望景観を構成する骨格となっている。

また、山地から琵琶湖に注ぎ込む河川は、丘陵地、市街地、田園などを貫き、その沿岸の地域にうるおいある水辺空間を創出するとともに、河川に沿って山並みや琵琶湖を望むビスタ景観 を構成している。

このように各景観地域を貫き、大津の景観構造の骨格を成しながら、地域の景観特性を創出する湖岸、河川の役割を踏まえ、湖岸軸と河川軸の2つの景観軸 を位置づける。



景観構成要素区分の考え方



景觀構成要素圖

景観構成要素別の方針

景観構成要素別の景観づくりの方針を以下のように定める。

景観地域

山地景観地域

南部の田上山地、北部の比良山系といった、大津市の背骨を形成する山地部の樹林地を保全するとともに、山間部に点在する農村集落や農地により構成される景観を保全する。また、比良山系においては、自然性の高い樹林地を保護するとともに、レクリエーション利用などにも配慮しつつ、その緑地景観の保全に努める。

大津の背骨を形成する森林を適正に維持管理するとともに、山麓部の開発等を抑制し、廃棄物の不法投棄等に対する監視を強化するなどにより、緑地景観を保全する。

湖岸、湖上から眺めた水辺と山並みとが一体となった大景観、前面の農地と山並みとが一体となった景観など、特有の雄大な自然景観を保全するため、地域性に配慮しつつ、これら眺望景観を阻害する建築行為等を適正に規制誘導する。

武奈ヶ岳、八雲ヶ原湿原などの自然性の高い地域においては、その自然環境を保全する。

湖岸部、市街地等から山並みを眺望することのできる優れた視点場、山上等から琵琶湖を見晴らす眺望景観を楽しめる視点場の選定、保全、整備を進める。

山頂、山間の自然環境を活かしたレクリエーション拠点においては、自然景観とその施設における環境デザインとの調和を図る。

谷あいに見られる農村集落、農地により構成される田園景観を、地域住民の主体的な取り組みのもとに保全する。

古都緑地景観地域

比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、石山寺地区などの古都大津を代表する歴史的まちなみと一体となって歴史的景観を形成する樹林地を開発等から守り、極力凍結的に保全する。

大津の歴史的景観の中心をなす、坂本から石山寺にかけての市街地背後の山地を、極力凍結的に保存する。

湖岸部、市街地等から背後の山並みと一体的に形成される歴史的景観を眺望することのできる、優れた視点場の選定、保全、整備を進める。

湖岸、湖上から眺めた緑の大景観を保全するため、地域性に配慮しつつ、市街地における建築物等を適正に規制誘導する。

丘陵地景観地域

丘陵地においてはこれまで比較的まとまりのある住宅地等の開発が進んできた地域であることから、これら住宅地等における良好な都市景観の維持・形成に取り組むとともに、現存する樹林地については開発を抑制し、その緑地景観を保全する。

山麓部の開発等を抑制するとともに、開発行為に対して緑地の確保を誘導することにより、緑豊かな景観を保全する。

市街地近傍の里山林を保全するとともに、市民等との連携により適正な維持管理に努める。

丘陵部の開発等を抑制するとともに、開発行為に対して緑地の確保を誘導することにより、緑豊かな景観を保全する。また、既に宅地造成が進んでいる住宅地については、緑豊かな良好な住宅地景観の形成に努める。

谷筋に広がる農地や古くからの集落においては、地域文化を伝える景観としてその保全・修景に努める。

田園集落景観地域

栗原・仰木地区に代表される棚田、志賀地域や田上地区の広大な農地など、湖岸等から丘陵部にかけて広がる田園地帯やその中に点在する集落と背後に迫る山並みなどにより形成される特徴的な田園景観を保全する。また、田園地帯にあって比良の山並みや琵琶湖を見通す景観軸を形成し、特徴的な景観を構成する河川については、田園景観と調和するよう、河川環境の保全・整備を行う。

農地の適正な維持管理、景観に配慮した農業関連施設の整備などにより、北部・南部地域に見られる広がりのある田園景観、栗原・仰木地区などに見られる棚田景観を保全する。

各地に点在する集落においては、各地の歴史文化資産等を保全・活用し、個性あるまちなみ景観を形成する。

集落の背後に迫る里山林の緑を保全するとともに、市民等との連携により適正な維持管理に努める。

田園地帯を流れる河川は、田園景観と調和するよう、地域住民とともに河川の水質保全、水辺環境の保全・再生等に努める。

河川に沿って山並みや琵琶湖を見通す眺望点となる橋において、サイクリングロードの整備などに併せて景観を楽しめる空間整備を行う。

古都景観地域

近江大津京跡、比叡山・坂本地区、園城寺周辺、石山寺周辺、堅田地区、近江国庁跡等の主要な歴史文化資産を有する地域において、これらを保全するとともに、人々が歴史を実感することができるよう周辺環境を整備し、地域全体の歴史的景観の保全と創造に取り組む。

近江大津宮錦織遺跡 の保全と、その周辺環境整備を推進する。

比叡山・坂本地区、園城寺、石山寺等の歴史文化資産の保全と、その周辺環境整備を推進する。

近江八景等、琵琶湖と歴史文化資産が一体となった重要な地域については、歴史的景観を保全するとともに、景観向上に資する整備を進める。

古都大津の歴史的景観を守り育てるために、市民意識の高揚を図る。

都心景観地域

大津の都心に位置づけられる浜大津～膳所、副都心に位置づけられる堅田駅周辺、石山駅周辺、瀬田駅周辺の各地域において、古都大津の顔となるにぎわいと風格のある都市景観の創造に取り組む。

大津駅、浜大津駅等の地域の中心となる駅周辺地域や都心部の骨格を形成する道路及びその沿道地域の整備に際し、琵琶湖や山並みの眺望景観に配慮し、歴史的な古都としての風格がある都市空間を創造する。

湖岸部においては、琵琶湖の水際線を重視し、なぎさ公園と一体となってまちなみ景観を誘導する。

城下町、大津百町（宿場町）などに当たる地域においては、その時代の趣き、町割り、旧町名、町家等の歴史的資産を評価し、まちなみ景観の保全と創造を図る。

古都大津の顔にふさわしい市街地景観を形成するため、屋外広告物等を適正に規制誘導する。また、市街地の緑化を推進する。

市街地景観地域

鉄道駅や駅前広場、都市計画道路等の公共施設や公共空間を中心として地域の顔となる都市景観の形成に取り組むとともに、湖岸や河川等の水辺空間や地域に分布する歴史文化資産を活用し、また、まち中に充実した緑を配することにより、個性と潤いのある市街地景観を形成する。

駅前等の公共空間を中心として、地区の特性を生かしつつ、生活の核として地域住民のよりどころとなる都市景観を形成する。

住民や事業者の景観に対する意識の向上を図るとともに、住民や事業者が主体となった景観づくりの取り組みを促進する。

地域が有する自然景観、歴史的景観に配慮した、公共建築物や主要な建築物の計画的な立地誘導、デザイン誘導を図る。

市内に残る歴史文化資産を保全・活用し、個性ある都市景観形成を推進する。

歴史文化資産とまちなみとが一体となって歴史的景観を形成している地域は、住民との連携のもとにまちなみ全体を一体的に保全・修景する。

住宅地においては、地域住民が主体となって緑化を推進し、良好なまちなみ景観の形成を図る。

商業地・工業地においては、事業者との連携のもとに緑化を推進し、良好な市街地景観に資するデザインを誘導する。

景観軸

湖岸軸

琵琶湖は、大津を特徴づける景観要素であり、特に湖との接点となる湖岸線は大津の景観づくりにとって最も重要なエリアである。そこで、白砂青松の自然景観、水辺と一体となって形成される歴史的景観、市街地に潤いを与える水辺景観など、地域特性に合わせて、美しい湖岸の風景を形成する。

(都市湖岸軸)

市街地に接する湖岸部においては、雄琴等の^{よし}葦の群生地等に代表される自然景観の保全、堅田、唐崎、唐橋、石山寺などにおける歴史的景観の保全・創造に取り組むとともに、湖岸背後の市街地において、その地域特性を活かしつつ、湖岸の風景を活かした魅力的な景観形成を推進する。

^{よし}葦原等の自然環境を残す湖岸を保全する。

近江八景に代表される、湖岸部と背後の市街地部が一体的に形成する歴史的景観を保全する。湖岸部背後の地域特性に配慮しつつ、公園緑地の整備等を推進するとともに、民間用地等における適正な利活用を誘導する。

湖岸部における山並み等を眺望することのできる優れた視点場、山上や丘陵地等からの琵琶湖岸を眺望することのできる優れた視点場の選定、保全、整備を進める。

対岸からの湖岸線や陸域からの琵琶湖の眺望景観を保全するため、地域性に配慮しつつ、背後地における建築物等を適正に誘導する。

(自然湖岸軸)

白砂青松の浜辺が連なる特徴的な景観を形成する大津北部の湖岸線においては、レクリエーション利用などに配慮しつつ、その水辺景観を保全する。また、近江舞子内湖の^{よし}葦の群生地や琵琶湖に流入する各河川の河口部においては、その自然景観の保全に取り組む。さらに、湖岸背後の集落や保養地等においては、その歴史性や湖岸の風景を活かした魅力的な地域景観の形成を推進する。

白砂青松の砂浜において、レクリエーション利用と適正に調和させながら、その景観を保全する。

近江舞子内湖等の^{よし}葦原等の自然環境を保全する。

琵琶湖岸の水辺や背後の山並みなどの眺望景観を楽しめる視点場を選定、保全するとともに、湖岸緑地の整備などに併せて整備する。また、山上や丘陵地等からの琵琶湖岸を眺望することのできる優れた視点場の選定、保全、整備を進める。

対岸からの湖岸線や河口付近などからの琵琶湖の眺望景観を保全するため、地域性に配慮しつつ、背後地における建築物等を適正に誘導する。

保養施設等が立地する湖岸部においては、建築物の規模、形状、意匠に十分に配慮するとともに、緑地を確保するなど、湖岸の自然景観と調和するよう誘導する。

河川軸

河川は山地、農地や市街地、琵琶湖岸といった多様な景観要素を結びつけるとともに、河川空間は潤いを与え、あるいは眺望景観を見通す場となるなど、大津の景観の骨格となる重要な要素である。そこで、河川空間と周辺環境とを一体的に捉え、地域の景観特性に合わせた河川環境整備を行うなど、地域の景観をより魅力あるものとする。

(都市河川軸)

市街地を流れる河川は、都市景観にうるおいとやすらぎを与える重要な要素となっている。そこで、歴史的まちなみ、にぎわい空間、落ち着いた住宅地などの市街地の特性に合わせて河川空間を整備、活用することにより、魅力ある都市景観の形成に取り組む。また、琵琶湖疏水（京都市管理）は近代の文化遺産であり、その周辺環境と一体となった都市景観の向上に取り組む。

河川緑地の整備や親水性の高い河川環境の整備等を推進することにより、水辺空間を活かしたまちなみ景観を形成する。

地域にとって身近な水辺環境として、住民との連携のもとに水質や水循環の保全再生を促進する。

琵琶湖疏水については緑豊かな景観を保全するとともに、周辺のまちなみ景観の向上を図る。河川を含む水辺景観を保全するとともに、これと一体となったまちなみ景観を形成するため、河岸部の建築物を適正に規制誘導する。

(自然河川軸)

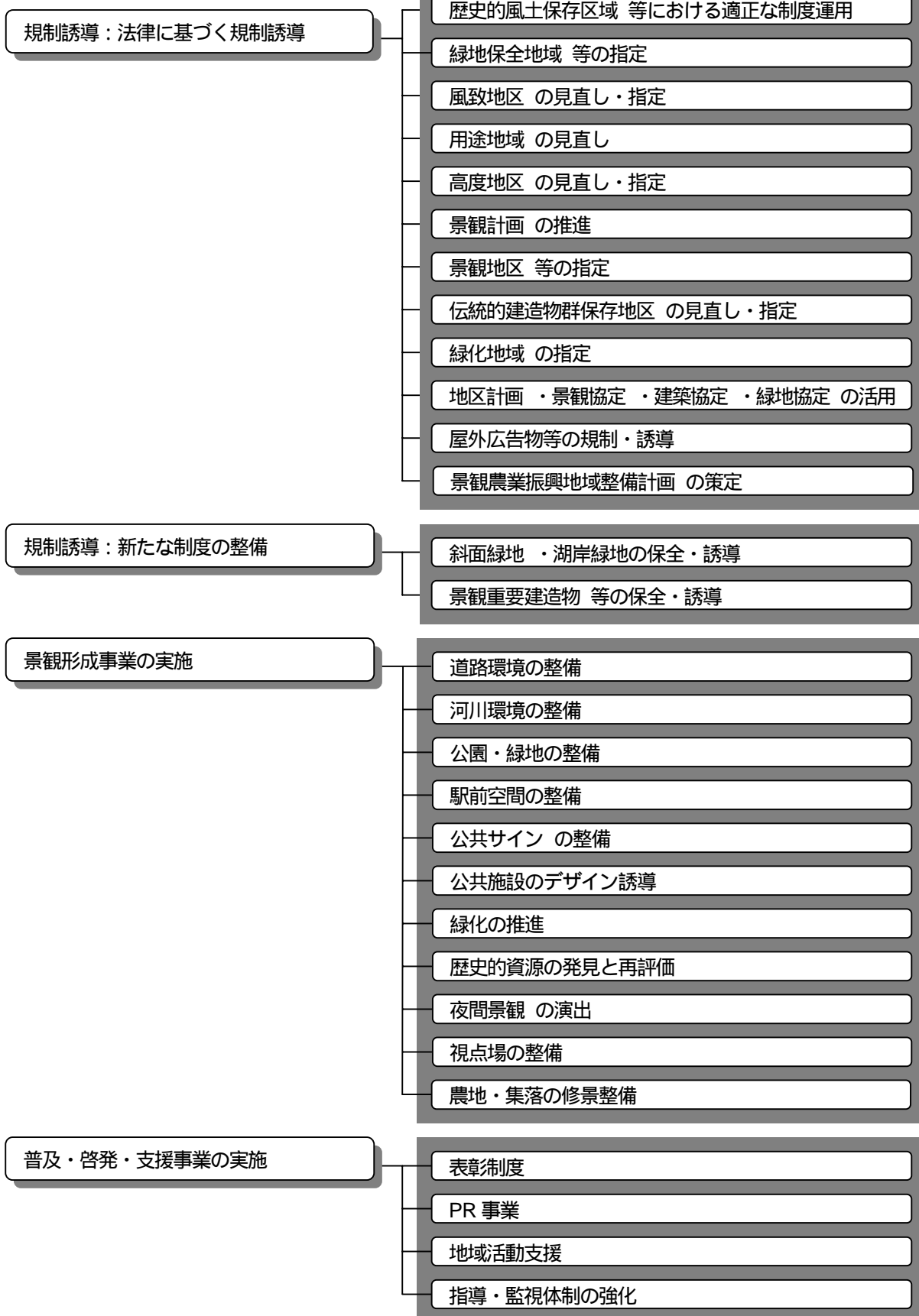
瀬田川、安曇川、大戸川といった山間地を流れる大河川、比良山系から大津北部の田園地帯を経て琵琶湖に注ぎ込む河川は、自然景観や田園風景を構成する重要な景観要素となっている。そこで、河川の自然環境保全に努めるとともに、河川環境整備に際しては、自然景観や田園風景と調和した整備を行う。

瀬田川、安曇川、大戸川といった山間地を流れる河川については、その自然環境を周辺環境とともに保全する。また、河川環境整備に際しては、自然度の高い水辺空間を創出するよう努める。

田園地帯を流れる河川については、田園風景と調和した、自然度の高い河川環境整備に努める。また、地域の身近な水辺環境として、住民との連携のもとに水質や水循環の保全再生を促進する。

3. 景観づくりの推進方策

(1) 施策体系



(2) 施策の展開方針

規制誘導：法律に基づく規制誘導

歴史的風土保存区域等における適正な制度運用

古都保存法に基づき指定されている歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区における適正な制度運用により、古都大津を代表する歴史的風土として保存するとともに、必要に応じて区域等を拡大指定する。

緑地保全地域等の指定

歴史的景観を形成する重要な緑地、里山林として保存することが望まれるまとまりのある緑地等を対象として、将来にわたってその緑地景観を保全するため、緑地保全地域、特別緑地保全地区を指定する。

風致地区の見直し・指定

大津市の大景観を形成する山並みや琵琶湖岸、さらには河川や丘陵部のまとまりのある緑地を対象として、自然環境と一体的に形成される、優れた風致を保全するため、現在指定されている風致地区を細分化し、規制強化を行うとともに、必要に応じて地区を拡大指定する。

用途地域の見直し

歴史的まちなみ景観を有する商業地域等において、その地域特性に配慮した景観形成を推進するため、ダウンゾーニング（容積率の見直し等）を行う。

高度地区の見直し・指定

丘陵部等から琵琶湖岸を臨む眺望景観や山並みのスカイライン等の景観を保全し、さらには市街地内での統一感のあるまちなみ景観を形成するため、必要に応じて高度地区の変更を行う。

景観計画の推進

平成18年2月に策定された大津市景観計画及び大津市景観法施行条例に基づき、建築行為等を適正に誘導するとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の指定などに取り組み、その推進に努める。

また、地区別の景観形成実施計画の策定などに併せて、随時、景観計画の見直しを行う。

景観地区等の指定

大津市を代表する景観を形成する地域を中心として、より強い規制力をもって景観形成を誘導すべき地区を対象として景観地区あるいは準景観地区を指定する。

伝統的建造物群保存地区の見直し・指定

市内に点在する歴史的まちなみ景観を形成する地域において、これを面的に保全するため、現在、伝統的建造物群保存地区が指定されている坂本地区における拡大指定、その他地域における新たな地区指定について検討する。

緑化地域の指定

市街地内において、民間の敷地内等の緑化を推進することにより、うるおいと魅力のある都市景観

を形成することを目指し、緑化地域を指定する。

地区計画・景観協定・建築協定・緑地協定の活用

良好な市街地環境の整備と良好なまちなみ景観の形成を一体的に推進すべき地域において、地域住民が主体となってその整備方針、計画を立案するとともに、自律的に景観形成を誘導するため、地区計画制度や景観協定、建築協定、緑地協定等を活用する。

屋外広告物等の規制・誘導

屋外広告物による景観阻害を防止するため、大規模な広告物等が山並みや琵琶湖岸の眺望景観を阻害しないよう誘導するとともに、地域特性に配慮し、まちなみ景観と調和した屋外広告物の設置を誘導する。

景観農業振興地域整備計画の策定

農業振興地域 においては、田園景観を保全するため、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定する。

規制誘導：新たな制度の整備

斜面緑地・湖岸緑地の保全・誘導

丘陵地、湖岸等の緑地環境を保全するため、これに影響を与える開発行為等を対象として、斜面緑地・湖岸緑地の保全・誘導のための規制基準、手続き等を定める。

景観重要建造物等の保全・誘導

景観計画に定める景観重要建造物及び景観重要樹木が適正に保全・活用されるよう、その管理手法を定めるとともに、大津市が独自に所有者等による保全・活用の行為を支援・誘導する。

景観形成事業の実施

道路環境の整備

道路空間は、都市や地域の骨格軸を形成する公共空間であることから、良好な景観形成を先導するため、地域特性に配慮しながら、道路整備等に併せて舗装整備、電線類の地中化、風格ある街路樹の育成等を推進する。

河川環境の整備

河川空間は、地域にうるおいを与える公共空間であることから、良好な景観形成を先導するため、水辺環境を活かしたまちなみ景観の形成を目指し、河川緑地の整備、親水空間の整備、橋詰め空間の整備等、河川環境の整備を推進する。

公園・緑地の整備

市街地において、うるおいとやすらぎを与える都市景観を形成するため、また、湖岸部や河川における親水性の高い水辺の景観を演出するため、公園・緑地を整備する。

駅前空間の整備

地域の顔となる鉄道駅の周辺において、地域の自然環境や歴史文化資産を活かし、個性ある都市景観を形成するため、地域性を活かした駅前空間の整備を行う。

公共サインの整備

大津市に景観の統一性が感じられるよう、公共サインの整備を推進するとともに、民間等において設置されるサインについても、適正にデザインを誘導する。

公共施設のデザイン誘導

景観に大きな影響を与える公共施設の整備に際しては、良好な景観形成に資するよう、その設計とデザインの向上を図る。

緑化の推進

市街地において、うるおいとやすらぎを与える充実した緑を形成するため、行政が支援を行いながら、住民、事業者の緑化活動を促進する。

歴史文化資産の発見と再評価

地域に個性ある景観形成を推進するため、地域住民が主体となって、重要な景観要素となる歴史文化資産を掘り起こし、行政との連携のもとにその周辺環境を整備するとともに、まちなみ景観の形成に積極的に活用する。

夜間景観の演出

地域特性を踏まえた夜間の景観形成を計画的に進めるため、大津港や歴史文化資産等の大津を代表する景観要素のライトアップ、公共空間や商業地域での照明デザインの誘導により、市民の大津に対する愛着や誇りを高めるとともに、来訪者等にも安心して夜のまちなみを楽しんでもらうといった観点から、夜間景観を演出する。

視点場の整備

琵琶湖、山並み、これらと一体的に形成される良好な歴史的景観等を臨む眺望景観が楽しめる視点場を選定し、その眺望景観を保全するとともに、視点場の環境整備を推進する。

農地・集落の修景整備

美しい田園風景を形成するため、農道、農業用水路、農地ののり面の修景整備を行う他、景観作物の栽培を推進するなど、景観に配慮した農業基盤・農業用施設の整備や農地の維持管理を行う。

普及・啓発・支援事業の実施

表彰制度

住民や事業者の景観形成への取り組み意識を高めるため、地域の優れた景観形成に寄与する建築物、開発等を対象として、表彰するとともに、広報等により広く紹介する。

PR事業

大津の優れた景観を選定するとともに、写真集の作成、テレビ番組の制作・放映、ホームページの

作成、写真展や絵画展の開催等、多様なメディアを活用することにより、内外に大津の優れた景観をPRする。

地域活動支援

地域住民による主体的な景観形成への取り組みを促進するため、これらの活動に対して行政が情報の提供、技術的な指導を行うとともに、必要に応じて資金的な助成を行うなど積極的に支援を行う。

指導・監視体制の強化

大津市は、市民・事業者の良好な景観形成に係る取り組みを誘導するため、体制強化や職員研修に努めるとともに、運用指針を策定して、これに基づき建築行為、開発行為等の指導を行う。

(3) 主要な取り組み

今後行政が先導的に取り組むべき主要な事項として、以下のような制度を整備し、事業を行う。

法律に基づく規制誘導

緑地保全地域等については、今後歴史的風土保存区域の指定を踏まえ、指定すべき地域を検討する。

緑化地域については、今後「緑の基本計画」に定める「緑化重点地区」を中心として指定を検討するとともに、景観計画に基づき地域指定の対象について検討する。

屋外広告物の規制については、地域特性を踏まえた規制誘導基準を検討する。

景観農業振興地域整備計画について、当該計画を策定すべき地域を検討する。

また、以下の地域地区の指定・見直しに関する考え方については、市民意見を聴取しつつ、地区ごとの景観形成実施計画の策定等を通して詳細を検討の上、決定する。

風致地区

用途地域

高度地区

景観地区等

新たな制度の整備

以下の事項について制度整備に取り組む。

斜面緑地・湖岸緑地の保全・誘導

景観重要建造物等の保全・誘導

市民・事業者等による景観形成に係る取り組みに対する支援・助成制度

景観形成事業の実施

主な公共事業の実施

公共により整備される空間、施設が景観に与える影響は非常に大きく、既存の公共空間、公共施設における修景事業、新たな公共事業に併せた景観形成に、今後の大津の景観づくりを先導する役割が求められる。

今後、大津市の景観づくりを先導する主要な事業として以下の事業実施を推進する。

- ・市街地整備事業
- ・河川環境整備事業
- ・公園緑地整備事業
- ・道路（環境）整備事業
- ・公共施設整備事業

景観に配慮した公共事業実施のためのしくみづくり

新たな公共事業を実施する際には、事業の対象地域における景観特性の把握とこれに対する配慮、地域住民の意向を反映した景観目標との整合、さらには景観目標の達成に向けた積極的な事業（デザイン）提案を行っていくことが必要となる。

しかし、従来の事業実施のプロセスでは上記のような、景観づくりへの配慮や提案を行うことは困難であり、新たな事業実施のプロセスを構築することが求められる。

そのため、計画から実施、維持管理に至る各段階において配慮すべき事項やその指針を示したガイドラインに基づき公共事業を実施する。（景観計画区域 内においては、景観計画に景観重要公共施設を位置づけ、その整備に関して地域特性に合わせた独自の許可基準を設定する。）

さらに、今後、より積極的に景観に配慮した公共事業を実施するため、行政内において、事業計画段階から、事業実施に伴う地域景観に対する正・負の影響を把握するとともに、その結果を客観的に評価し、その改善策やより積極的なデザイン提案を行うことができるしくみ及び体制を整備することを検討する。

普及・啓発・支援事業の実施

普及・啓発事業の実施

古都大津における市街地の大部分は市民や事業者の手による建築物で覆われており、また農地や山林も、その利用や維持管理は市民・事業者の手によっている。そのため、景観づくりを積極的に展開するためには、市民・事業者の景観に対する意識の高まり、景観形成に向けた主体的な取り組みが不可欠となる。

そこで、大津の古都指定をふまえ、市民・事業者が景観づくりに関心を持ち、取り組む機運を高めるため、あらゆる機会、メディアを活用し、古都指定と景観形成に関する広報、啓発事業を充実していく。

そのため、現在作成されているホームページを市民や事業者の景観に対する意識醸成の場として更新・活用するとともに、景観シンポジウム やタウンウォッチング などのイベントを引き続き開催する。

市民主体の取り組みに対する支援事業の実施

また、景観づくりのモデルとしていくため、市民や事業者による先進的な取り組みを推進できるよう、分かりやすいパンフレットの作成等の情報提供、技術やノウハウの提供、人材の派遣などによる支援を行うとともに、前述のような市民等の活動支援のための新たな制度を整備することにより財政的な支援を実施する。

(4) 体制整備

景観づくりを推進するため、市民・事業者・行政が連携して、事業を推進する。

市民、事業者、行政の役割の発揮

景観づくりを推進するためには、市民、事業者、行政の主体的な取り組みが必要であり、各主体が以下のような役割を発揮することが重要となる。

(市民の役割)

主体的な景観づくりに係る活動の推進

美しい景観の維持、向上への努力

(事業者の役割)

開発行為等に際して、自然環境と歴史文化環境が形成する景観の保全に対する配慮

景観づくりへの協力を通じた積極的な社会貢献

(行政の役割)

景観づくりのための総合的な施策の展開

景観づくりのため必要となる都市計画制度の活用及びその他制度の整備や運用

景観づくりを先導し、モデルとなる事業等の実施

市民又は事業者の参画を促進することを目的とした意識啓発及び活動に対する指導及び支援

推進体制の整備

古都大津の風格ある景観づくりを推進するためには、多様な行政分野の施策を総合的、計画的に展開することが重要となる。今後、以下のように関係部局が相互に連携し、より効果的、効率的に施策推進が可能となるよう推進体制を整備する。

○観光振興と個性ある景観づくりとの一体的な展開

○緑地景観の保全と開発指導・許可事務との連携

○道路空間や交通施設におけるバリアフリー等の空間整備と修景整備との整合

○農林業振興と自然景観や田園景観の保全との整合 など

審議組織の整備

景観行政の実効性を高め、本計画を推進するためには、専門的かつ客観的な視点から本計画の実効性や進捗状況を評価し、さらには、大津市の景観づくりに大きな影響を与える事項について、その適否やあり方等を検討・提案することが求められる。そのため、景観行政に関する諮問機関として学識者や市民代表等により構成する景観審議会を継続的に設置し、活用する。

(5) 計画の推進と見直し

- ・ 基本計画を着実に推進していくため、景観計画による地域ごとの景観誘導を推進し、併せて地区ごとの景観形成実施計画を策定する。
(景観形成実施計画は、地域住民とともに地区ごとの景観特性、法制度の現状、主要資源、改善要素などについて調査し、景観形成目標、景観づくりの方向性、実施施策などについて策定するものであり、策定後は景観計画に盛り込み、地区ごとの個性ある景観づくりを推進する。)
- ・ 一定の期間を経た後、進捗状況と時代の要請を踏まえて、基本計画及び景観計画の見直しを行う。

用語集（五十音順）

石山寺（いしやまでら）:

石山寺1丁目にある東寺真言宗の大本山で、西国三十三カ所観音霊場、第13番の札所でもある。平安時代には貴族や皇族の間で石山詣が流行し、王朝文学の舞台となった文学の寺らしく、紫式部が「源氏物語」の構想を練ったといわれる「源氏の間」がある。広大な境内には寺名の由来となった天然記念物の^{けいかいせき}硅灰石が露出しており、紅葉の季節には建造物との調和が美しさを増し、近江八景「石山の秋月」として名高い風情を醸しだしている。

近江大津京（おうみおおつきょう）・近江大津宮錦織遺跡（おうみおおつのみやにしこおりいせき）:

667年、^{てんちてんのう}天智天皇により明日香から遷都されたが、672年の壬申の乱で廃都と化した。以後長らく宮跡さえ不明で、所在地を巡り論議を呼んでいたが、昭和40年代にこの地に宮跡らしき遺構が発見された。近江大津宮錦織遺跡は、錦織2丁目に広がる国指定史跡。

近江国庁跡（おうみこくちょうあと）:

瀬田の三大寺から大江六丁目にかけての一带に広がる国指定史跡。
奈良時代、中央から国司が派遣されており、その政庁を国庁、その所在地を国府といった。近江国庁は八世紀中頃に建設され、十世紀末まで存続したと推定される。

近江八景（おうみはっけい）:

江戸時代初期、中国の^{しやうしやうはっけい}瀟湘八景になぞらえ、安土桃山時代の公卿、^{このえのぶただ}近衛信尹が選定したといわれる。「比良の^{ほせつ}暮雪」「堅田の^{らくがん}落雁」「唐崎の^{やう}夜雨」「三井の^{ばんしやう}晚鐘」「矢橋の^{やはせ}帰帆」「粟津の^{せいらん}晴嵐」「瀬田の^{ゆうしやう}夕照」「石山の^{しやうげつ}秋月」の八景。うち七景までが大津に属しており、他の一景、矢橋も大津の地から見た風景である。

大津百町（おおつひやくちょう）:

「大津百町」とは、江戸時代、港町・宿場町として発展した旧大津の賑わいぶりを表現した言葉。大津町は江戸時代、幕府の直轄地で、元禄時代には町数が100ヶ町、人口18,000人を超える都市として賑わっていたことからこう呼ばれる。

屋外広告物（おくがいこうこくぶつ）:

屋外に掲出・設置される広告物。その表示の場所・方法については屋外広告物法、滋賀県屋外広告物条例により規制されている。

園城寺（おんじょうじ）:

園城寺町にある天台寺門宗の総本山で、^{みいでら}三井寺ともいう。観音堂は西国三十三カ所霊場、第14番の札所でもある。三井寺の名は天智、天武、持統の三帝の産湯に使われた「三井」と呼ばれる^{みい}霊泉に由来する。日本三名鐘のひとつである銅鐘は近江八景「三井の^{ばんしやう}晚鐘」として名高く、「日本の音百選」にも選ばれており、桜の名所としても有名である。

環境デザイン（かんきょうでざいん）:

施設（建築物）だけでなく、周辺の外部空間（庭園、街路、広場など）を含めて、その配置、形状、意匠、色彩等をトータルにデザインすること。

規制（きせい）：

法律や条例によって、一定の行為を制限すること。

規制誘導（きせいゆうどう）：

法律や条例に従って基準を定め、建築行為等に対する一定の制限を加えることにより、望ましい景観となるよう誘導する、あるいは望ましくない景観とならないよう誘導すること。

景観協定（けいかんきょうてい）：

景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により、良好な景観を形成するために結ぶ協定。定める内容は住民間で決められ、建築物や工作物のデザインをはじめ、緑化や屋外広告物の表示、ショーウインドウの照明時間など、良好な景観形成に関する様々な内容について定めることができる。協定は、所有権等が移転した場合にも継承される。

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）：

景観法（2004年6月制定、12月施行）に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。

景観計画（けいかんけいかく）：

景観法（第8条）に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、景観計画の区域、景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定める計画。大津市においては平成18年2月に策定。

景観計画区域（けいかんけいかくくいき）：

景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の対象区域。区域内では景観計画に基き、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。大津市では市全域を景観計画区域としている。

景観形成実施計画（けいかんけいせいじっしけいかく）：

地域住民とともに地区ごとの景観特性、法制度の現状、主要資源、改善要素などについて調査し、景観形成目標、景観づくりの方向性、実施施策などについて策定する計画。策定後は景観計画に盛り込み、地区ごとの個性ある景観づくりの推進を目指す。

景観構成要素（けいかんこうせいようそ）：

大津市の景観特性を捉える概念であり、景観特性の違いを面的な空間の単位で捉える要素（＝景観地域）と景観地域を繋ぐ帯状の要素（＝景観軸）を設定し、これを景観構成要素と呼ぶ。

景観作物（けいかんさくもつ）：

菜の花、レンゲなど、農村・農地において景観形成に配慮して作付けが行われる作物。生産を目的として作付けが行われる場合と、休耕地に花を作付けする場合がある。

景観軸（けいかんじく）:

眺望の視線に方向性を与え、多くの人がある視線を共有する場が連なる軸線。大津市では湖岸線に沿った軸線（＝湖岸軸）河川に沿った軸線（＝河川軸）を景観軸として位置づけ、それぞれの軸に一定の巾を持たせて景観区を規定している。

景観重要建造物（けいかんじゅうようけんぞうぶつ）:

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物であって、景観行政団体の長が指定した建造物のこと（建造物と一体となって良好な景観を形成している土地やその他の物件も含む）。

景観重要公共施設（けいかんじゅうようこうきょうしせつ）:

景観計画区域内の景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）について、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意を得て、景観計画に位置づける公共施設。

景観重要樹木（けいかんじゅうようじゅもく）:

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長が指定した樹木のこと。

景観審議会（けいかんしんぎかい）:

大津市においては平成 16 年より、学識者や市民代表等により構成する景観行政に関する諮問機関として、大津市景観審議会を設置し、大津市の良好な景観形成に係る事項について調査・審議を行っている。

平成 18 年には、新たに大津市景観審議会条例を制定し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき審議会を設置している。

景観シンポジウム（けいかんしんぽじうむ）:

景観・景観形成に対する市民の関心を高めるために開催するシンポジウム。シンポジウムとは、聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参加者と質疑応答を行う形式の討論会。

景観地域（けいかんちいき）:

地形条件、歴史的条件、社会的条件などによる景観特性の違いに基づき、大津市全域を区分する空間の単位。大津市全域を山地景観地域、古都緑地景観地域、丘陵地景観地域、田園集落景観地域、古都景観地域、都心景観地域、市街地景観地域の 7 つの地域に区分する大津市独自の用語。

景観地区（けいかんちく）:

景観法（第 61 条）に定める地区で、より積極的に景観形成を図っていく地区において、都市計画として、景観地区を定め、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積の最低限度等を定めることができる。

景観農業振興地域整備計画（けいかんのうぎょうしんこうちいきせいびけいかく）：

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定めることができる計画。

建築協定（けんちくきょうてい）：

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するために、市町村条例に建築協定の締結に関する旨が定められている場合に、土地所有者等がその全員の合意により、一定の区域を定め、建築物の建築・位置・構造・用途・形態・意匠等に関して、建築基準法に定められた制限よりも厳しい基準を設けて、居住環境の維持、保全を図ろうとする協定。大津市内においては、平成18年12月現在で30箇所の協定が締結されている。

原風景（げんふうけい）：

本来的には、原体験におけるイメージで、風景の形をとっているものの意。ここでは大津の風土（地形、歴史、文化等）に生まれ、長い時間をかけて形成されてきた大津のイメージを表す風景。

建ぺい率（けんぺいりつ）：

敷地面積に対する建築面積（建築物の水平投影面積）の割合。敷地内に建てられる建造物の最大限の面積をパーセントで表し、建築基準法により、地区別に定められている。

公共サイン（こうきょうさいん）：

サインとは人々に街の地理、方向、施設の位置等を案内するために設置する標識、地図、案内誘導板等の総称。このうち大津市等の行政機関が公共空間に設置するものを公共サインと言う。

高度地区（こうどちく）：

都市計画法に定める地区で、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

湖岸緑地（こがなりよくち）：

琵琶湖湖岸部や河口部に群生するヨシ原等の水際の自然緑地、湖岸部背後（陸域）に残る樹林地などの自然緑地。

古都保存法（ことほぞんほう）・古都指定（ことしてい）：

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の略称。「古都」とは、「我が国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」を言う。大津市においては平成15年10月に全国10番目の「古都」に指定された。

坂本地区（さかもとちく）：

比叡山延暦寺及び日吉大社の門前町として栄えた地区。重要伝統的建造物群保存地区に指定され、穴太衆あのをしゅうづ積みの特異な石垣の庭園が有名。

里山林（さとやまりん）:

居住地域の近くに広がる生活と密接に結びついて存在している森林の総称。かつては新炭^{しんたん}用材や落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用されることにより維持管理されてきた。

色彩（しきさい）:

色又は、色のとりあわせ。色どり。

自然景観（しぜんけいかん）:

山や湖、川、草、木など、自然を眺める景観をいう。

視点場（してんば）:

景観に関する専門用語で、湖岸の公園、山頂の展望台などの景観を見る場所を指す。

斜面緑地（しゃめんりょくち）:

丘陵地の斜面に存在する樹林地。

修景（しゅうけい）:

良好な景観を形成するために、建築物、工作物、外構部などの外観を周辺の景観と調和させながら新築・増築・改築・改修すること。

樹林地（じゅりんち）:

樹木が密に生えている場所。

準景観地区（じゅんけいかんちく）:

景観法に定める地区で、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内において良好な景観の保全を図るために指定する地区。

準都市計画区域（じゅんとしけいかくいき）:

都市計画区域外に拡大している都市的土地利用に対応し、用途の無秩序な混在や良好な環境の喪失を防ぐために指定し、用途地域、風致地区等必要な都市計画を定められることとしたエリアをいう。大津市においては、準都市計画区域の指定はない。

スカイライン:

地平線・山並みのスカイラインとは、山が空を区切って作る輪郭で、大津市においては北の比良山系から南の田上まで山並みが連なり、その輪郭が眺望景観の重要な要素となっている。

タウンウォッチング:

景観・景観形成に対する市民の理解を深めるため、市内各地域の景観の良さ、あるいは問題点を発見する市民参加型のイベント。

ダウンゾーニング:

無秩序な開発の規制を図るため、一定地域を対象に建築物の指定容積率を引き下げるなど、地域・区域の指定による規制をより厳しいものに変更すること。

地区計画（ちくけいかく）：

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民からの提案や住民参画のもと、住民と市とが連携し、都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていくもの。

眺望景観（ちょうぼうけいかん）：

展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観のこと。

眺望点（ちょうぼうてん）：

視点場のうち、展望台などの特定の視点場（不特定多数の人々が景観を見る場所）から山や湖などの主対象（眺められる対象物）を眺望したとき、視覚で捉えられる景観を見る地点を指す。

伝統的建造物群保存地区（でんとうてきけんぞうぶつぐんほぞんちく）：

文化財保護法に定める地区で、城下町、宿場町、門前町など歴史的な集落、町並みの保存を図るために都市計画又は条例に基づいて指定される地区。国は価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行う。

凍結的に保全（とうけつてきにほぜん）：

凍結的とは樹林地等を自然の状態のまま手を加えないことを意味する。保全とはその状態を保護することに加え、より価値を高めることを含む。ここでは、自然の状態を保護するとともに、これまで損なわれた樹林地等を復元すること、あるいはよりよい状態を維持するため最低限の管理を行い、より価値を高めることを意味する。

特別緑地保全地区（とくべつりよくちほぜんちく）：

都市緑地法（第 12 条）に定める地区で、都市計画区域内の枢要な緑地について、建築物の新築、木竹の伐採等の行為を許可制とするとともに、通損補償や土地の買入れ等により、その良好な自然的環境を現状凍結的に保全するために指定する地区。大津市においては、特別緑地保全地区の指定はない。

都市計画区域（としけいかくくいき）：

都市計画を定めるエリアのことであり、都市計画法第 5 条に規定している。大津市では、
・川を除く全ての地域が都市計画区域に指定されている。

都市計画道路（としけいかくどうろ）：

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。

農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）：

農業振興地域の整備に関する法律に定める地域で、長期（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域として指定された地域。

白砂青松（はくしゃせいしょう）：

白い砂と青々とした松により形成される日本の美しい海岸の風景のたとえ。大津市においては、志賀地域の湖岸線に沿って松林が茂る砂浜の風景を見ることができる。

橋詰め空間（はしづめくうかん）：

橋詰めとは橋のきわのこと。大津市において河川は山並みや琵琶湖を見通す眺望景観を提供する空間であり、橋あるいは橋詰めの空間はその眺望点として位置づけられる。

バリアフリー：

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道路空間や駅などの交通施設において、道や床の段差をなくしたり、階段の代わりに緩やかな坂道を作ったりすること。

比叡山（ひえいざん）：

大津市と京都市北東部とにまたがる山。延暦寺の聖域として保護され、国の鳥類繁殖地に指定されている。また、日本全土に生育する植物の四分の一にあたる約千種の植物が生育する。1994年には比叡山延暦寺の数々の文化財や比叡山の自然環境がユネスコ世界文化遺産に登録された。

比叡山延暦寺（ひえいざんえんりやくじ）：

1200年前に伝教大師^{さいちよう}最澄が比叡山に草庵を結んだことに始まる天台宗の総本山で、日本仏教の母山といわれている。戦国時代に織田信長の全山焼討ちに遭ったが、豊臣秀吉や徳川家康の手によって復興され、平成6年にはユネスコの世界文化遺産に登録された。京都・滋賀にまたがり、杉木立がうっそうと茂る広大な寺域には100余りの建造物があり、日本仏教の母山と呼ぶにふさわしい威厳に満ちた雰囲気^{こんぼんちゆうどう}を漂わせている。広大な寺域は三つに分かれており、東塔には延暦寺の総本堂である根本中堂をはじめ、大日如来を祀る大講堂^{だいこうどう}、比叡山の総門を思わせる文殊楼^{もんじゅうろう}などが、西塔は伝教大師最澄の作の釈迦如来を本尊とする釈迦堂^{しゃかどう}を中心に、にない堂、唯一織田信長の焼き討ちをのがれた瑠璃堂^{るりどう}などが、横川には横川中堂^{よかわちゆうどう}を中心に、元三大師堂^{げんざんたいしどう}などがそれぞれ集まる。

ビスタ景観（びすたけいかん）：

ビスタとは、展望、眺め、見通し等を意味する言葉であり、ビスタ景観とは、道路や河川に沿って見通す、あるいは眺める景観のこと。

日吉大社（ひよしたいしゃ）：

坂本地区にある全国3,800余りの山王^{さんおう}さんの総本宮で、古事記にも登場する古社である。広大な境内には国宝の東本宮^{ひがしほんぐう}、西本宮^{にしほんぐう}の本殿をはじめ、21社が祀られており、重要文化財に指定されているものが多くある。境内を流れる大宮川には、豊臣秀吉が寄進したといわれる日本最古の石橋で、重要文化財にも指定されている日吉三橋が架かっている。湖国随一の紅葉の名所としても名高い。

琵琶湖疏水（びわこそすい）：

明治時代に舟運・発電・上水道・灌漑の目的で開削された琵琶湖から京都市に通じる運河。近代の産業遺産であるとともに、運河沿いの桜並木、琵琶湖あるいは三井寺を見晴らす眺望景観などが大津を代表する景観のひとつとなっている。

風致地区（ふうちちく）：

都市の自然景観を維持するため、都市計画法に基づいて定められる地区。建築・宅地造成などの規制がある。

武奈ヶ岳（ぶながたけ）:

比良山系の最高峰（標高 1214m）、春から夏にかけてはブナやミズナラ、カエデ類の新緑、秋には紅葉やススキが山を彩る。

保全（ほぜん）:

その状態を保護することに加え、より価値を高めることの意味を含む。

保存（ほぞん）:

そのままの状態を保って失われないこと。現状を維持すること。

まちの借景（まちのしゃっけい）:

借景とは造園技法のひとつであり、庭園外の山や樹木などの風景を、庭を形成する背景として取り入れたもの。ここではまちの景観に山並みを背景として活かすことを意味する。

町割り（まちわり）:

町を設けるために土地を区画すること。ここでは、町が開かれた頃の土地の区画及びその街路網を指す。

緑の基本計画（みどりのきほんけいかく）:

1994年（平成6年）の都市緑地保全法改正の際に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。都市公園の整備や公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化、緑化意識を高めるためのソフト的な施策を定める総合的な計画。大津市においては、平成8年に策定し、平成15年に改訂を行っている。

夜間景観（やかんけいかん）:

ライトアップ、季節ごとのイルミネーションなど、照明により演出される景観。

八雲ヶ原湿原（やくもがはらしつげん）:

関西では希少な高地湿原で、奥ノ深谷の水源地のひとつ。池ではヒツジグサやジュンサイ、食虫植物のモウセンゴケやミミカキグサのほか、四季折々の花が見られる。

誘導（ゆうどう）:

一定の目的に向かい誘い導くこと。ここでは特に法律や条例によらず、指導、助言、あるいは助成措置などにより望ましい行為を促すことも含む。

容積率（ようせきりつ）:

敷地面積に対する建築延べ床面積（床面積の合計）の割合。

用途地域（ようちいき）:

都市計画法に定める地域（12種）で、都市の環境保全や利便の増進のために、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率）など一定の制限を行う地域。

市街地には住宅や商業施設、工業など様々な用途の建築物が存在する。これらの建物が無秩序に立地すれば騒音や日照妨害など生活環境の悪化をひきおこしたり、生産や交通などの都市機能が混乱したりする心配がある。

そのため、地域の実情や将来の土地利用を考えて、建てられる建物の用途や形態（建ぺい率、容積率など）、密度など守るべき最低限のルールを決める制度。現在、12種類ある。

| | |
|------------------|--|
| 第1種低層 住居専用地域 | 低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小規模なお店や事業所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。 |
| 第2種低層 住居専用地域 | 主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小中学校などのほか、150m ² までの一定のお店などが建てられる。 |
| 第1種中高層 住居専用地域 | 中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学などのほか、500m ² までの一定のお店や事務所などが建てられる。 |
| 第2種中高層 住居専用地域 | 主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学などのほか、1,500m ² までの一定のお店や事務所などが建てられる。 |
| 第1種住居地域 | 住居の環境を守るための地域。 3,000m ² までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。 |
| 第2種住居地域 | 主に住居の環境を守るための地域。 店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられる。 |
| 準住居地域 | 道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 |
| 近隣商業地域 | 近隣の住居が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便性を図る地域。 住宅や店舗のほかに小規模な工場も建てられる。 |
| 商業地域 | 銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域。 住宅や小規模の工場も建てられる。 |
| 準工業地域 | 主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられる。 |
| 工業地域 | 主として工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられ、住宅やお店は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 |
| 工業専用地域 | 専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられるが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 |

緑地協定（りょくちきょうてい）:

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路・河川などに隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等がその全員の合意により、都市の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。大津市内においては、平成18年12月現在で26箇所の協定が締結されている。

緑地保全地域（りょくちほぜんちいき）:

都市緑地法に定める地域で、都市計画法に基づいて指定する地域。
大津市においては、緑地保全地域の指定はない。

緑化重点地区（りょっかじゅうてんちく）:

緑の基本計画に位置づける緑化への取り組みを先導的、集中的に実施する地区。

緑化地域（りょっかちいき）:

都市緑地法（第34条）に定める地域で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について定める地域。大津市においては、緑化地域の指定はない。

歴史的風土特別保存地区（れきしてきふうどとくべつほぞんちく）：

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に定める地区で、都市計画により歴史的風土保存区域中の重要な地域を対象に定めることができる。大津市においては、延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区、延暦寺横川歴史的風土特別保存地区、延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区、西教寺歴史的風土特別保存地区、日吉大社歴史的風土特別保存地区、崇福寺跡歴史的風土特別保存地区、近江神宮歴史的風土特別保存地区、園城寺歴史的風土特別保存地区、石山寺歴史的風土特別保存地区の9地区が定められている。

歴史的風土保存区域（れきしてきふうどほぞんくいき）：

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に定める地域で、古都の歴史的風土を保存するために指定される区域。

大津市においては、比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区、石山寺地区の5地区が定められている。

古都大津の風格ある景観をつくる基本条例

平成16年3月23日 大津市条例第4号

満々と水をたたえた琵琶湖のほりにある大津は、濃い緑を水面に映す比叡、比良の山々に抱かれて、その歴史を刻んできた。

特に、大津京遷都以降は、歴史上、重要な地域として発展し、豊かな自然の中で多様な歴史と文化を積み重ねてきた。

湖と山々が織り成す雄大な、そして四季折々に独特の風情を醸し出す大津の景観は、先人たちの心を魅了し、豊かな心情を育み、多くの歴史的文化資産と伝統を現代に伝える源ともなった。

都市として発展と成長を重ねた大津は、現代に入り、風光明媚な歴史の集積地としての落ち着いたたたずまいに近代都市としての躍動的な雰囲気^{へんぼう}を併せ持つなど、その姿を著しく変貌させた。

都市化の潮流は、全国的な規模で押し寄せたものであり、大津を特徴づけてきた自然景観や歴史景観の喪失を生じさせもした。

しかし、今、大津固有の豊かな自然環境と歴史文化資産は、古都としてより広く強く認知されるようになった。

今こそ、その保全、再生、創造のまちづくりに立ち上がる時である。

遙かなる時を超え、現代に受け継がれた古都大津の景観は、今や国民的資産であることを認識し、それらを後代に継承していくことは、市民一人ひとりに課せられた重大な責務であることにかんがみ、ここに、郷土愛に裏付けられた高い志と、不断の努力を継続する強い意志をもって、水と緑の自然景観や歴史景観を守るとともに、さらなるきらめきを放つ古都大津の美しく風格ある景観づくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大津の景観づくり(景観をより良くするための行為をいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、関係する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及びまちの活力向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 景観づくりは、市、市民及び事業者が協働して、時代を超えて変わらない価値を持つ自然環境や歴史的風土を保全し、及び増進させるとともに、それらと調和した古都大津にふさわしい新たな景観を創出していくこと(「自然と歴史と文化が響き合う古都大津の景観を創り、育てる」)を旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、景観づくりのための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、主体的な景観づくりに係る活動を推進するとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に際し、景観づくりに努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

(景観づくり基本計画)

第 6 条 市長は、景観づくりのための総合的な施策を計画的に推進するために、次に掲げる事項を定める景観づくり基本計画を策定しなければならない。

- (1) 景観づくりの基本目標及び基本方針
- (2) 基本目標を達成するための施策
- (3) 施策を推進するための体制
- (4) その他景観づくりに関し必要な事項

(景観づくりの実施のための法的措置)

第 7 条 市は、景観づくりを実施するため、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 計画的な規制誘導を行うため、既存の法制度を活用するとともに、必要に応じて規制内容等を見直すこと。
- (2) 前号に掲げる措置により規制誘導することができない事項について、別途条例による規制等を行うこと。

(景観づくり重点推進地区)

第 8 条 市は、景観づくりを重点的に推進すべき地区(以下「重点推進地区」という。)を選定し、先導的に関連施策等を推進することができる。

2 市は、重点推進地区を選定したときは、当該重点推進地区の住民等と連携し、当該重点推進地区における景観づくりに係る実施計画を策定するものとする。

(公共空間等における景観づくり)

第 9 条 市は、公共の用に供する空間又は施設を整備する際、当該事業が行われる地域の景観の特性、当該事業が景観に与える影響等に配慮し、必要な措置を講じなければならない。

(広報、啓発等)

第 10 条 市は、基本理念並びに景観づくり基本計画に定める景観づくりの基本目標及び基本方針を周知するため、市民又は事業者を対象とする広報及び意識啓発を積極的に行わなければならない。

2 市長は、市民又は事業者が主体となった景観づくりに係る活動の中で特に優れたものに対し、その功績を表彰することができる。

3 市は、景観づくりに寄与していると認められる事業を行う市民又は事業者に対し、技術的指導、関係情報の提供、助成その他必要と認められる支援を行うことができる。

第 11 条 市は、関係機関相互の連携及び施策の調整を図り、景観づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進するための組織体制を整備しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 17 日条例第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

大津市景観審議会条例

平成18年3月17日 大津市条例第9号

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成の推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大津市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 大津市景観法施行条例(平成18年条例第8号)第2条及び第8条第1項の規定に基づく意見を述べること。
- (2) 古都大津の風格ある景観をつくる基本条例(平成16年条例第4号)第6条に規定する景観づくり基本計画に関すること。
- (3) 風致の維持に関すること。
- (4) その他良好な景観の形成の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 7人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- (3) 市民のうちから公募により選出された者 5人以内
- (4) 事業者の代表者 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第5条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に古都大津の風格ある景観をつくる基本条例第11条第1項の規定により置かれた大津市景観審議会は、この条例の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に古都大津の風格ある景観をつくる基本条例第11条第5項の規定により大津市景観審議会の委員に委嘱されている者は、第3条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

大津市における景観づくりの取り組みの経緯

- 平成 14 年 4 月 大津市都市計画部都市景観室設置
- 5 月 大津市議会都市景観特別委員会設置（～平成 16 年 3 月）
- 7 月 大津市都市計画審議会景観形成専門委員会設置（～平成 16 年 3 月）
- 平成 15 年 3 月 滋賀県、大津市より国に古都指定を要望
- 4 月 大津市の古都指定について国土交通省より社会資本整備審議会に諮問
- 7 月 大津市の古都指定について同審議会より国土交通大臣に答申
- 10 月 全国 10 番目の古都として政令指定（10 月 10 日 政令第 456 号）
- 平成 16 年 3 月 「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」制定
＜公布 3 月 23 日・施行 4 月 1 日＞
- 4 月 「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」策定
- 6 月 大津市歴史的風土保存区域指定＜告示・発効 8 月 2 日＞
景観法公布
- 7 月 大津市景観審議会（基本条例に基づく）設置（～平成 18 年 3 月）
- 10 月 「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」改訂
- 11 月 大津市歴史的風土保存計画決定＜告示 11 月 26 日＞
- 平成 17 年 3 月 景観行政団体となる。＜告示 3 月 28 日＞
- 平成 18 年 2 月 「大津市景観計画」策定＜告示 2 月 21 日＞
- 3 月 「大津市景観法施行条例」制定＜公布 3 月 17 日・施行 10 月 1 日＞
「大津市景観審議会条例」制定＜公布・施行 3 月 17 日＞
大津市景観審議会（景観審議会条例に基づく）設置
旧志賀町と合併
- 6 月 大津市歴史的風土特別保存地区指定＜告示・発効 6 月 7 日＞
- 10 月 「大津市景観計画」及び「大津市景観法施行条例」施行
- 平成 19 年 4 月 「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」改訂

大津市都市計画審議会景観形成専門委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

| | | |
|-----|---------|--------------------|
| 委員長 | 越 澤 明 | 北海道大学大学院工学研究科教授 |
| 委員 | 今 森 光 彦 | 写 真 家 |
| 委員 | 伊 従 勉 | 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 |
| 委員 | 岩 田 由美子 | 滋賀県立近代美術館主任学芸員 |
| 委員 | 木 村 至 宏 | 成安造形大学学長 |
| 委員 | 近 田 玲 子 | (株)近田玲子デザイン事務所所長 |
| 委員 | 土 井 勉 | (財)千里国際情報事業団専務理事 |
| 委員 | 宮 前 保 子 | 京都造形芸術大学環境デザイン学科講師 |

(職名は、委嘱当時のもの)

大津市都市計画審議会景観形成専門委員会審議経過

| | | |
|-------|--------|---------------------|
| 平成14年 | 7月15日 | 第1回景観形成専門委員会 |
| 平成14年 | 9月30日 | 第2回景観形成専門委員会 |
| 平成14年 | 12月4日 | 第3回景観形成専門委員会【第一次報告】 |
| 平成15年 | 4月4日 | 第4回景観形成専門委員会 |
| 平成15年 | 6月26日 | 第5回景観形成専門委員会【第二次報告】 |
| 平成15年 | 8月22日 | 第6回景観形成専門委員会【第三次報告】 |
| 平成15年 | 11月14日 | 第7回景観形成専門委員会 |
| 平成16年 | 2月2日 | 第8回景観形成専門委員会【第四次報告】 |

大津市都市計画審議会審議経過

| | | | |
|-------|--------|------------|---------|
| 平成14年 | 12月19日 | 大津市都市計画審議会 | 【第一次答申】 |
| 平成15年 | 8月27日 | 大津市都市計画審議会 | 【第二次答申】 |
| 平成16年 | 2月27日 | 大津市都市計画審議会 | 【第三次答申】 |

大津市景観審議会（基本条例に基づく審議会）委員名簿

（敬称略・五十音順）

| | | |
|-----|-------|------------------------|
| 会長 | 木村至宏 | 成安造形大学学長 |
| 副会長 | 奥貫隆 | 滋賀県立大学大学院環境科学研究科教授 |
| 委員 | 青山菖子 | 市民代表 |
| 委員 | 石塚政孝 | 特定非営利活動法人 大津みどりのNPO理事長 |
| 委員 | 伊従勉 | 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 |
| 委員 | 大住元肇 | 社団法人 滋賀県不動産鑑定士協会会長 |
| 委員 | 黒崎道雄 | 滋賀県土木交通部技監（都市計画課長） |
| 委員 | 角倉一郎 | 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長 |
| 委員 | 近田玲子 | （株）近田玲子デザイン事務所所長 |
| 委員 | 寺田實 | 画家、エッセイスト |
| 委員 | 徳永真里亜 | 市民代表 |
| 委員 | 西居咲子 | 社団法人 大津商工会議所理事（女性会会長） |
| 委員 | 西村雅征 | 社団法人 滋賀県建築士会大津支部支部長 |
| 委員 | 松村勝 | 大津市自治連合会 |
| 旧委員 | 福井美知子 | びわこデザイン文化協会理事 |

（職名は、委嘱当時のもの）

大津市景観審議会審議経過

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 平成16年 | 7月23日 | 第1回大津市景観審議会 |
| 平成16年 | 10月18日 | 第2回大津市景観審議会 |
| 平成17年 | 2月9日 | 第3回大津市景観審議会 |
| 平成17年 | 5月26日 | 第4回大津市景観審議会 |
| 平成17年 | 10月25日 | 第5回大津市景観審議会 |
| 平成18年 | 1月19日 | 第6回大津市景観審議会 |

大津市景観審議会（審議会条例に基づく審議会）委員名簿

（敬称略・五十音順）

| | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 会長 | 木村至宏 | 学識経験者（成安造形大学学長） |
| 副会長 | 奥貫隆 | 学識経験者（滋賀県立大学大学院環境科学研究科教授） |
| 委員 | 青山菖子 | 市民代表 |
| 委員 | 石塚政孝 | 事業者代表（（社）滋賀県造園協会） |
| 委員 | 井町建夫 | 行政機関関係（滋賀県土木交通部都市計画課長） |
| 委員 | 伊従勉 | 学識経験者（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） |
| 委員 | 岩嶋外代男 | 市民代表 |
| 委員 | 大住元肇 | 事業者代表（（社）滋賀県不動産鑑定士協会） |
| 委員 | 熊倉基之 | 行政機関関係（滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長） |
| 委員 | 清水礼子 | 行政機関関係（滋賀県土木交通部住宅課長） |
| 委員 | 谷祐治 | 市民代表 |
| 委員 | 近田玲子 | 学識経験者（（株）近田玲子デザイン事務所所長） |
| 委員 | 寺田實 | 学識経験者（画家、エッセイスト） |
| 委員 | 徳永真里亜 | 市民代表 |
| 委員 | 西村雅征 | 事業者代表（（社）滋賀県建築士会） |
| 委員 | 濱上末男 | 市民代表 |
| 委員 | 武立吉明 | 事業者代表（（社）滋賀県住環境デベロッパー協会） |
| 委員 | 松村勝 | 学識経験者（大津市自治連合会会長） |
| 委員 | 山崎古都子 | 学識経験者（滋賀大学教育学部教授） |
| 旧委員 | 角倉一郎 | 行政機関関係（滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長） |

（職名は、委嘱当時のもの）

大津市景観審議会審議経過

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 平成18年 | 8月2日 | 第1回大津市景観審議会 |
| 平成18年 | 9月28日 | 第2回大津市景観審議会 |
| 平成18年 | 11月29日 | 第3回大津市景観審議会 |
| 平成19年 | 1月31日 | 第4回大津市景観審議会 |